

# 第5回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月30日(金) 午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 妙高市役所 1階 コラボホール

3. 出席委員

農業委員(17名)

会長	2番	安原 義之				
会長職務代理者	6番	市川 政一				
委員	1番	尾崎 香	3番	関原 正晴	4番	飯塚 淳一
	5番	山下 利秋	7番	清水 輝男	8番	霜鳥 勝範
	9番	丸山 光浩	10番	高橋 敏明	11番	生井 一広
	12番	渡邊 春男	13番	内田 芳昭	14番	丸山 嘉之
	15番	竹内 則孝	16番	竹田 賢一	17番	宮尾 俊一

4. 提出議題

報告第13号	農用地利用集積計画変更届出について
報告第14号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第15号	農地転用事実確認証明等報告について
報告第16号	農地法施行規則第29条第1号該当届出について
報告第17号	農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
議案第22号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第23号	事業計画変更承認申請について
議案第24号	農地法の適用を受けない事実確認願いについて
議案第25号	農用地利用集積計画について
議案第26号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

5. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

次長 西澤 明夫 係長 山口 修 主査 竹田 由之

6. 説明のために出席した者

農林課 主査 比後 彩

## 7. 会議の概要

次 長 本日の出席委員を報告します。只今の出席委員は、17名です。  
なお、東條事務局長につきましては、別公務のため欠席となっておりますのでよろしくお願い申し上げます。それでは、安原会長、お願いします。

会 長 ご苦労様でございます。  
大変連日暑い中、外へ出られて作業をされる方も大変な時期ですが、米にとっては雨もあり、気温も上がりというようなことで、成長の方も順調じゃないかなというふうにお聞きしたところであります。

7月の常設審議委員会にて報告がありましたが、県の中央会の会長が、今まで柏崎の今井長治会長だったのですが、6月末をもってお代わりになったということで、新しい会長になられた方からご挨拶をいただきました。

その後、県の農林水産部の経営普及課の課長から研修を受けまして、農業大学の状況やら、新規就農者についての状況報告をいただきました。

新潟県の農業従事者の平均年齢は、68.9歳だそうです。

ちなみに全国の平均年齢は、67.8歳ということをお聞きしました。

そんな中、今、新規就農応募者については、今年、273人の新規就農があったということで、これが令和2年度に新規就農をされた方々でございます。この273人のうち、県外からの新規就農者が24人だそうです。この方々が、どういうところへ新規就農されたかということですが、法人等への就業が166人、親元就農が90人、それから当地区にもありましたけども新規参入ということで17人の方が、新潟県内で新規就農されているというお話をいただきました。

なかなか定着しないということについて、私の方で「果たしてこの方々が3年後、3年前の方々がどのくらい就農者として残っていらっしゃるんですか」というご質問をしたところ、3年前の方々が残って、定着している方々が67%くらいで推移されているということです。なぜ聞いたかということ、この方々に、1人当たり年間150万円くらいの補助金が出ているということです。補助金を3年のうちにもらって辞めてしまった方々、つまり33%くらいの方が辞めているというようなご回答をいただきました。

そんなことで、かなり長い時間の研修となりましたので、また時間を見ながら、この辺の説明をさせていただきたいと思います。

今日はいろいろ予定変更して、総会ということになりましたが、慎重審議の中で、よろしくお願いたします。

議 長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第5回妙高市農業委員会総会を開会します。

最初に議事録署名委員を指名します。

9番の丸山 光浩委員、10番の高橋 敏明委員、よろしくお願いします。

本日の議題については、報告事項が5件、議案が5件です。

公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。

まず、報告事項ですが、

報告第13号 農用地利用集積計画変更届出について

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第15号 農地転用事実確認証明等報告について

報告第16号 農地法施行規則第29条第1号該当届出について

報告第17号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について

事務局より、報告事項5件の説明をお願いします。

事務局 報告事項について説明いたします。

1ページ、報告第13号 農用地利用修正計画変更届出についてです。

内容につきましては、賃貸借料の変更が2件であります。

1番と2番につきましては、えちご上越農協を介した契約であることから、地権者と耕作者、それぞれの契約がありまして、2件となっているものでございます。

内容につきましては、双方での合意によるものでございます。

続きまして、2ページをお願いします。

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知についてです。

6月に届け出がありました合意解約は3件でございます。

解約後の状況につきましては、右端にあります。1番につきましては、6月の総会にて農地法3条の許可となりました案件でございます。

2番と3番につきましては、農地中間管理機構を介した契約でありまして、地権者と耕作者、それぞれの契約があるため2件となるものでございます。

なお、解約理由につきましては、地権者が自宅と隣接する農地を合わせて、庭を整備するというので、解約となったものでございます。

次に3ページ 報告第15号 農地転用事実確認証明等報告についてです。

6月につきましては、農地転用事実確認が3件と、法務局からの農地の転用事実に関する照会が1件の計4件です。

内容についてですが、農地転用事実確認の3件はすべて、過去に5条の転用許可を受けておりましたけれども、地目変更の手続きがなされていなかったものでございます。

次に法務局からの農地の転用事実に関する照会の1番につきましては、30年以上耕作されておらず、現在は付近の市道も通行止めで、現地に行く手段も耕作者もいない状況であります。以上説明しましたすべての案件につきまして非農地であることを、担当農業委員、担当推進委員さんとともに、現地確認を実施しておりますのでございます。

続きまして4ページ 報告第16号 農地法施行規則第29条第1号該当届け出についてです。

こちらにつきましては、転用面積が、200㎡未満の農業用の施設等を建築する場合につきましては、農地の転用の制限の例外として、届け出をすることによって農地法第4条の転用許可が不要になるものでございます。

6月の届けについては、自己所有地に農業物置を建築する1件があったものでございます。

次に5ページ 報告第17号 農地法第3条の3の規定による届け出件数報告についてです。

6月、届け出がありました相続件数につきましては9件で、新たなあっせん希望はありませんでした。

以上、報告案件について説明させていただきました。

よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明に対して、皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようでありますので、報告事項5件については、ご承知いただきたいと思います。

議 長 次に、議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議については、6ページ

及び位置図をご覧ください。  
今月の許可申請は5件です。

1番についてです。  
申請地は、学校町地内、登記地目：田が1筆、登記地積261㎡です。  
位置図は、資料No.3をご覧ください。  
申請地の農地区分は、都市計画法の用途地域第1種低層住居専用地域であることから、第3種農地です。  
譲受人は、申請地を購入し、一般住宅1棟とカーポート1棟の整備を希望しています。

2番についてです。  
申請地は、錦町1丁目地内、登記地目：田が2筆、登記地積490㎡です。  
位置図は、資料No.4をご覧ください。  
申請地の農地区分は、都市計画法の用途地域第1種低層住居専用地域であることから、第3種農地です。  
譲受人は、申請地を購入し、一般住宅1棟と駐車場の整備を希望しています。

3番についてです。  
申請地は、大字雪森地内、登記地目：田が1筆、登記地積360㎡です。  
位置図は、資料No.5をご覧ください。  
申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。  
譲受人は、申請地の周辺での宅地を求めていたものであり、隣接する申請地は最適地と判断しました。  
譲受人は、申請地を購入し、一般住宅1棟とカーポート1棟の整備を希望しています。

4番について、申請地は、大字十日市地内、登記地目：田が22筆、登記地積合計1,479㎡です。  
位置図は、資料No.6をご覧ください。  
申請地の農地区分は、周辺を河川、道路等で囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。  
譲受人は、申請地を購入し、譲受人の経営する警備会社所有の車両センターまでの堤防法敷への盛土を希望しています。

5番について、申請地は、大字小局地内、登記地目：田と畑が1筆ずつ、登記地積合計257㎡です。  
位置図は、資料No.7をご覧ください。  
申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。  
ただし、本案件は、追認案件であります。  
譲渡人は、このたび申請地を含めた自己所有地について、登記状況等の調査をしたところ、農地のままであり、転用許可の手続きを取っていないことが判明したことから、今回の申請に至り、事務局から譲渡人及び譲受人に指導したものであります。  
それを受けて、車庫の整備に関し、申請人から始末書の提出がありましたので、読み上げさせていただきます。

令和3年6月28日付、妙高市農業委員会会長 安原義之様。

譲渡人は、妙高市大字小局地内の農地について、財産処分に伴う調査で、農地に車庫の存在が判明いたしました。

この車庫は、平成9年に、譲受人の父と、譲渡人の母の間で相談の上、建てられたものであり、当時、農地法の手続きを経ず、今日に至っております。

この不始末のため、会長様はじめ、農業委員の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後は、農地法を遵守し、二度とこのようなことが起きないように注意いたします。

譲受人、譲渡人の連名。以上。

本件については、双方の親同士の間での口約束で実施したことで、現所有者である2人には預かり知らないところで行われたことと、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、やむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

以上ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長

続きまして、担当委員の説明をお願いします。

1番と2番については、1番の尾崎 香委員、

3番と4番については、8番の霜鳥 勝範委員、

5番については、11番の生井 一広委員より、お願いします。

1 番

1番の議案について、7月7日、午後2時から石山推進委員と、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、令和元年5月30日に5条許可を受けた場所の北隣にあります。

事務局の説明通り、第1種低層住居専用地域で、住宅街で静かな場所です。やなぎ通りに面しており、交通の便もよく、公共施設にも近く、あちらこちらで新しい家が建てられています。

関係書類も合わせて特段問題ないと思われまますので、皆様ご審議よろしくお願ひいたします。

続いて2番の議案ですが、7月7日、1番の現地確認後にそのまま申請地の現地確認をいたしました。

申請地は、公共施設の南側、ここも静かな地域で、市街化が少しずつ進んでいる場所でもあります。

事務局の説明及び関係書類も確認いたしました。特に問題ないと思われまます。

皆様ご審議よろしくお願ひいたします。

8 番

7月14日、石川推進委員、事務局とで3番・4番の現地確認をいたしました。

申請については、何ら問題ないと思われまます。

現地調査については、事務局の通りであります。

審議のほどよろしくお願ひいたします。

11番

5番についてですが、7月6日に阿部推進委員さんと、事務局とで、現地見てきました。説明は事務局の通りで、平成9年から20年以上の前のことですし、やむを得ないと思われまますので、許可して差し支えないと思われまます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長

それでは、議案第22号の質疑を行います。

皆様から質問等がありましたらお願いします。

会 長       この4番の堤防の敷地の盛土ですが、安全のためですか、それとも何か道つけのためですか。

事務局       申請地の先に譲受人の所有する施設がありまして、そこへ行くまでの道を広くして使うために整備をしたいというものであります。ただ、舗装するとか、そういう整備をするのは全く考えていないということで、盛土して平らにするということだそうです。

職務代理    4番の件ですが、どういう会社なのでしょうか。  
搬入通路に使いたいということですが、どういう仕事をやっているのかお聞かせ願いたいのですが。

事務局       現在は、警備業を営んでいる会社です。  
今後の事業拡大の一環で、一般貨物運送業許可を得たいということで、計画している地元の了解が得られたので、進めていきたいということであります。

職務代理    幅員はどのくらいですか。

事務局       正確には、数字として出ていないのですが、今の平らな面の概ね4倍くらいの大きさ、広さになります。

会 長       今の申請地以外のこの白抜きのところは問題ないのですか。  
これがないと通らないですね。

事務局       白抜きのところは、今、登記地目が堤防の「堤」という地目で、農地ではありません。議案の「隣接地：850㎡」というのが、その部分と理解していただきたいと思います。

次 長       もともと矢代川沿いに、河川管理するための道があったということになります。  
先ほどの説明通り、申請者は上越地域振興局と協議しまして、その河川の管理するための道路を少し広げる、併せて「のり」を作るということで、今回の申請に至ったということになります。

ただ、この「道」につきましては、申請者だけの専用の道になるというわけではなく、誰でもここを通って良い、即ち占用使用ではないということで上越地域振興局と協議して、許可を得ているということになります。

以上です。

議 長       他、ありませんか。  
無いようですので、これにて質疑を終わります。  
これより、議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長       ご異議なしと認めます。  
よって、議案第22号については、許可することに決定しました。

議 長       次に、議案第23号 事業計画変更承認申請についてを上程します。  
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第23号 事業計画変更承認申請書審議については、8ページをご覧ください。  
今月の承認申請は1件です。

1番については、申請地が大字上中村新田地内で、申請地及び転用面積に変更はありません。

位置図については、資料No. 8をご覧ください。

当初計画は、天然ガス輸送導管の管体健全性調査に伴う仮設工事事務所用地として、令和2年7月31日付け妙高市農委第5013号にて農地法第5条の一時転用許可を受け、令和2年12月1日付け妙高市農委第6004号で令和3年8月31日まで工期延長の事業計画変更の承認を受けたものです。

計画変更理由は、調査でカナダの業者が有する調査技術を用いて実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う入国制限により技術者の入国が不可能となり、入国できない措置が継続していることから、一時転用期間の最大限の3年間となる令和5年8月23日まで延長するものです。

以上ですが、やむを得ない事情による工期の延長であり、特段問題ないと考えられます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。  
3番の関原 正晴委員より、お願いします。

3番 7月3日、廣田推進委員さん、事務局とで現地確認をいたしました。  
事務局の説明通りです。  
新型コロナの影響でカナダの技術者の入国がいつになるか不明ということで、葎生と上中村間の市道なのですが、工事中は迂回路も通行止めもしないということですので、許可して差し支えないものと考えます。以上です。

議長 それでは、議案第23号の質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願いします。

1番 コロナウイルスで今回延期したいということですが、コロナウイルスのせいで一時転用期間の最大限の3年間まで延長した後もやっぱり落ち着かなければ、また延長というのはできるのですか。

事務局 再延長につきましては、3年で切れるということですので、今度再申請が必要であれば、延長ではなくて、新たに申請書を提出いただくこととなります。

議長 再延長の場合の延長期間の取り決めって、決まっていますよね。  
「こういうものについては何年」といった形で。  
例えば、高速道路を作る時の砂利置き場については、5年ですよ。  
今度、もし機会があったら、よく調べていただき、委員の皆さんがこういう案件に対して、「こういうものであった場合には何年です」というようなことがわかるようにした方が良いと思います。  
ちなみに養鯉池は10年ですからね。そういう、取り決めをしなきゃいけない期間っていうのは、案件によって違うと思いますので調べていただき、皆さんに分かるようにしておいてください。

議 長 他、ありませんか。  
無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第23号 事業計画変更承認申請についてを採決します。お諮りします。  
本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第23号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第24号 農地法の適用を受けない事実確認願いについてを上程します。  
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第24号 農地法の適用を受けない事実確認願いについては、9ページをご覧ください。  
今月の確認願は、1件です。

申請地は、大字東関地内、登記地目：畑が1筆、登記地積：56㎡であります。  
位置図は、資料No.9をご覧ください。

所有者は、現在は市内転居し、申請地周辺には居住していませんが、申請地は、現所有者から農業物置を整備する目的で、農地法施行規則第29条第1号該当届出書が提出されている土地で、農業専用の物置敷地として利用されていて、今後も継続して利用されていく状況を確認しました。

以上ですが、申請農地については、現地の状況や周囲の環境及び居住する所有者の状況を確認し、今後も農地としての活用が見込めないことから、調査地を非農地と判断し、農地法の適用を受けないことを確認して特段問題ないと考えられます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。  
4番の飯塚 淳一委員より、お願いします。

4 番 6月28日に事務局と現地へ行って参りました。  
昭和40年頃だと思うのですが、新井南部の方で日本専売公社の方から「たばこの栽培はどうだ」ということで声がかかりまして、ほとんどの農家が乾燥室を建てたものです。  
この物置が現在に至っているという状況です。  
集落では、ほとんどの農家がたばこ栽培をやったという経過がありますので、皆さんの了解をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、議案第24号の質疑を行います。  
皆様から質問がありましたらお願いします。

議 長 無いようでありますので、これにて質疑を終わります。  
これより、議案第24号 農地法の適用を受けない事実確認願いについてを採決します。  
お諮りします。本件について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。



【「異議なし」の声あり】

議 長           ご異議なしと認めます。  
よって、議案第24号については、原案のとおり決定をいたしました。

議 長           次に、議案第25号 農用地利用集積計画についてを上程します。  
事務局の説明をお願いします。

事務局           19ページ、議案第25号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。

                  今日は、新規設定2件です。  
いずれも権利移動の事由としては、貸付人からの要望により貸し付けを行いたいものです。

                  以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長           それでは、議案第25号に関する質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長           無いようでありますので、これにて質疑を終わります。  
これより、議案第25号 農用地利用集積計画についてを採決します。  
お諮りします。本件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長           ご異議なしと認めます。  
よって、議案第25号については、市長に要請することに決定をいたしました。

議 長           次に、議案第26号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてを上程します。  
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局           20ページ、議案第26号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について、をご覧ください。構想につきましては議案の別冊として事前に配布させていただいております。

                  令和3年7月6日付けで妙高市長より、農業委員会会長宛てに構想の変更に対する意見を求められました。

                  本構想の変更につきましては、農業経営基盤強化促進法が令和元年5月に一部改正され、新潟県では「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を令和3年3月に変更しました。当市におきましても所要の変更を行うものであります。

                  構想の変更内容や変更箇所など、このあと市農林課より補足説明を行いますが、よろしくご審議のほどお願ひいたします。

議 長           続きまして、農林課担当者から補足の説明をお願いします。

農林課           議案第26号の別冊として配付させていただいております資料をご覧ください。

資料の最終ページにあります、基本構想の一部変更に関する説明資料に沿ってご説明させていただきます。はじめに改正内容の概要についてご説明させていただきます。

1 番目につきましては、第1、農業経営基盤の強化の促進に関する目標について、県の基本方針や、国の資料を参考にしまして、当市の現状に合わせ、文言修正を行ったものになります。

2 番目については、第2、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の対応等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標の修正を行ったものです。県の基本方針や、当市の現状に合わせまして、営農類型、経営規模、生産方式、経営管理の方法に関する指標についての修正を行いました。

また、経営体育成目標については、県の基本方針に市もあわせ、経営類型別には定めないこととしております。このほか、県の方針、法律改正に伴って、文言を修正しております。

3 番目についてです。第3、効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に関する目標、その他、農用地の利用関係の改善に関する事項についての修正を行ったものになります。この項目の中にあります効率的かつ安定的な農業経営が、地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標の箇所がありますが、こちらについての修正をしています。

これは、担い手の農地集積の目標面積を定めるものであり、令和5年度の目標値を県の基本方針に合わせまして、これまでと同様の90%としたものになります。また、効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体の目標の箇所については、令和5年度目標150経営体となっていたものを、県の方針に合わせまして、令和12年度の目標値210経営体に修正したのになります。

4 番目についてです。第4、農業経営基盤強化促進事業に関する事項の修正を行ったものです。こちらは県の方針、法律改正に伴って文言を修正しております。

5 番目についてです。第5、農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項及び農用地利用集積円滑化事業に関する記載を削除したのになります。

法改正によって、これまで実施しておりました農地利用集積円滑化事業は、農地中間管理事業に移行されたために、農用地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項及び、農用地利用円滑化事業に関連する記事を削除したのになっております。

最後に6 番目についてです。

別紙1につきましては、県の方針や法律改正に伴い、文言を修正したのになります。以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長                    それでは、議案第26号に関する質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願いします。

1 番                    第1の、農業経営基盤強化の促進に関する目標の、4番目の下の方に農地中間管理事業とあるのですが、私、きちんと把握はできてないのですが、この農地中間管理事業で、農地というのは第3種の広いところでも扱ってくれるのですか。集約化の話の部分ですが、用途地域内の新井中学校の裏とか、あと陣場の下、南谷内ってところですか、あの辺りについて教えてください。

農林課                    確認しまして、後程お知らせさせていただきたいと思います。

1 番                    白山町の方が、さきほどの場所でも取り扱ってくれたらありがたいなっていう意見を思い出したので、お聞きしました。

議 長                    確認してください。  
他、何かありましたらお願いします。

8 番 経営体の数が、150から210に修正ということなのですが、資料の「現行」の欄を今見ておりましたら、私の勘違いかどうか分かりませんが、複合経営の形について、いくつか項目がここに記載されていますが、「改正後」の内訳っていうのが、ちょっと理解できないので、もう少し詳しく教えてください。

農林課 経営体の内訳ということになりますでしょうか。

8 番 150を210経営体に改正するのですが、それにあたって「現行」では、経営内容として、水稻プラスアルファのものがここに記載されていますが、「改正後」の内訳がどうなるのか教えてください。

農林課 県の基本方針では、現状から目標値まで1.4倍で計算しているため、市の構想も同様に1.4倍で計算しております。

8 番 その数字ではなく、経営体数を増やすにあたって、複合経営を推進するというか、推奨することで、これは水稻一本じゃなくて、プラス露地とか、花き、園芸とか酪農とかを組み合わせに行くということですか。

農林課 これまで目標の設定については平地の土地利用で水稻単作ですとか、あと水稻と作業受託といった形で目標値の設定をしていたのですが、こういった設定は今回からはしないということにさせていただきました。そういった内訳はなく、現状から1.4倍に担い手を増やすということで目標設定をしております。

8 番 その経営体は、個別経営と法人経営をプラスしたものが210経営体ということですか。

農林課 その通りです。

議 長 他、ありませんか。

会 長 農業経営基盤強化の促進に向けて、農業委員会はどんな役割があるのですか。

「意見を出して下さい」って言ったら、皆さん農業者ですから、山ほど意見出てくると思います。今の経営体の目標値についての意見とか、少なくともこの先10年の中でそんなに経営体ができるはずもないっていうのが、今回の「人・農地プラン」のアンケート結果で出てきているはずだと思います。

それに向けて今、農業委員会で目標を立ててやろうというふうになっているはずなのですが、本日説明を受けた時に「経営体の数を1.4倍にしてくださいと県が設定しました」と言われても、県内のどこの地域でも1.4倍にはできないと思います。1.4倍の根拠はないと思います。

次 長 私の方からお願いします。

会長、それから委員さんのおっしゃっていることは、私たちが事前に農林課と農業委員会事務局の方で、すり合わせをした際にも、同様の話をさせてもらいました。

経営体の数をこんなに増やすなんてことはどうなのかと。そして、担い手への集積率は90%を目指すということになっています。

今、妙高市の担い手への集積率は47%で、50%にも至っていないのに、それを90%に目標設定すること自体はどうなのかということで、私の方からも話をさせていただきました。

いずれのことにつきましても基本的には、県として、「目標をそのように定めなさい」

ということで、妙高市だけでなく、全市町村に対して、そういった義務づけといいますか、指導があったということを私たちは農林課から聞いております。

この度、議案として提出しました構想案につきましては、妙高市として定める計画としては、県に対して提出するというでもありますので、こういった格好ではありますけれども、委員さんもおっしゃった通り、実際の目標設定というのは、農林課それから農業委員会事務局としても、本来はどこまで数値を上げて行ったらいいのか、90%なんてありえないというのは、皆さんもわかっていると思います。

真の目標をこれから作っていかうということで、私たちの中では調整をさせていただいておりますので、そういったことでご理解いただければと思います。

本来は「人・農地プラン」に基づいた集積率を目指したり、或いは経営体を育成することが必要といいますか、より実態に即した目標を目指していかうということで、これから調整していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

8 番

この議案については、確かに今後考えれば、やらなくちゃいけないことだと我々も思っています。議案参考として、妙高市長からの要請文が「8月3日までに意見を出してください」って書いてありましたが、こういう大事なものはもっと先を考えてやるものですから、今日は7月30日なので、次からはもう少し余裕を持って農業委員会内で、議論とか討論とかできるような形で進めてもらわないと、今みたいなこういう形で問題が発生してくると思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

農林課

先ほどご質問がありました、「農地中間管理機構が使える農地はどこになるのか」ということですが、市内すべての農地が対象となっております。

ただ、再生不能と判定されている荒廃農地ですとか、農用地として利用することができないところについては、受付が出来ないということになっております。

以上です。

議 長

他、ありませんか。

それでは、採決をしたいのですが、ぜひとも、今、次長もおっしゃった通り、当農業委員会でも、これまでずっと「人・農地プラン」ということで、積み上げてきた成果もあるわけでございますので、そういうことも加味した上で、今後考えていただきたいというようなニュアンスで、事務局の方で調整していただいけませんか。

皆さん、そのようなことでいかがでしょうか。

よろしいですか。

【「異議なし」の声あり】

ありがとうございます。

事務局の方にお任せしますのでお願ひいたします。

議案についてはこれで終了しますので、妙高市農業委員会の総会を閉会といたします。

以 上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和3年8月31日

議 長

印

妙高市農業委員会署名委員

印

妙高市農業委員会署名委員

印